

ID: 180

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可等		
例規名 根拠条項	長門市漁港管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可等) 第10条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者 (2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者 2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。 3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日